

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 7 2

[事務局] 稚内市消費者センター
稚内市中央4丁目16番2号
稚内市保健福祉センター2階
電話 0162-23-4133



ご利用アカウントの確認手続きのお願い ☆
2025/04/08 火曜日 06:18

ご利用口座の安全確認手続きのお願い

平素よりJAネットバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客様のアカウントにおいて、2025年4月8日2:30に口座確認の異常訪問が確認されました。安全のため、以下の手続きをお願いいたします。

口座確認

ご対応いただけない場合、個人情報漏洩のリスクがございます。JAネットバンク利用規約に基づく措置です。
🔒 確認期限：2025年4月9日23:59 (JST)

ご利用アカウントの確認手続きのお知らせ ☆

お客様

平素よりりそな銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客様のアカウントにおいて、2025年4月7日08:30に口座確認の遅延が確認されました(例:りそな口座番号末尾5678)。安全のため、以下の手続きをお願いいたします。

確認手続きへ

ご対応いただけない場合、個人情報漏洩のリスクがございます。りそな銀行利用規約に基づく措置です。

🔒 確認期限：2025年4月10日23:59 (JST)

『フィッシング詐欺』

SMSを利用したフィッシング詐欺の事例が急増しています。このSMSにより、偽サイトへ誘導した上で、ID・パスワードなど個人情報を盗み取り、最終的には金銭をだまし取るものです!!

使っている口座であってもSMSの【**口座確認**】などをタップしない!
公式サイトで確認する!

フィッシングのしくみ



だまされないコツ

- ★【メールを開かない】件名で「緊急」「重要」「セキュリティ」などを強調していても、メールは開かない方が安全です!
- ★【リンクをタップしない】公式メールだと思ってもタップしないで、確認は、公式サイトやブックマーク、アプリから事業者サイトにアクセスしましょう!
- ★【入力しない】クレジットカード情報や、ID・パスワードなどの情報の入力の確認を求められても、絶対に入力しないようにしましょう!

相談事例（稚内市消費者センター）

【相談事例】

先週、他県の警察官を名乗る男から突然スマートフォンに電話があり（末尾が『110』の電話番号だった）、「貴方の〇〇銀行の口座が詐欺に使われている。逮捕状が出ているので県警に出頭してほしい。今、出頭できなければ電話対応になる。資金調査のためお金の番号を調べるので、預金しているお金を全額振り込んで欲しい」と言われた。振り込み方がわからないと伝えると、無料電話アプリの対面通話で指示された。〇〇銀行の口座から指定された大手銀行の口座に100万円を振り込んだ。「他に銀行口座はないか」と聞かれ他の金融機関2か所のキャッシュカードを見せ、運転免許証も見せた。その後振込詐欺と気づき警察に被害届を出した。キャッシュカードを見せた市内の金融機関の口座2つは解約し、新たに口座を開設した。他に対応することはないだろうか？

【対処】

相談者に「警察に被害届を出した時、『振込詐欺救済法』についての説明を受けたか？」確認したところ、「説明を受け口座を凍結して貰った。」との事だった。運転免許証の情報が第三者に悪用される恐れがあるため、『信用情報機関の本人申告情報登録』について説明し連絡先を案内した。振込先の口座が個人名義の時は詐欺である事、相談者は「住所」「氏名」「電話番号」を相手に知られているので、訪問販売など様々な詐欺のターゲットになる可能性があることを伝えた。今後、不審な電話が続くようであればセキュリティー対策の強化や電話番号の変更などを携帯電話等販売店に相談して欲しい事を伝え注意喚起した。

警察が、口座へ振り込み依頼をすることはありません！



《全国統一テーマ》

5月は消費者月間

明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、私たち消費者が、自身の消費行動は地球環境の持続可能性に影響を及ぼし得ることを自覚した上で、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。**グリーン志向**（環境に配慮した商品やサービスを選ぶ消費行動や、環境問題の解決に取り組む事）の消費行動をみんなで始めませんか？

・★・ 消費者月間 パネル展を開催します ・★・

◇5月 1日～5月15日：【キタカラ・アトリウム】

◇5月15日～5月28日：【図書館・エントランス】

契約に関する困りごとは、稚内市消費者センターへご相談ください。

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

電話 0162-23-4133 ・ FAX 0162-23-4134

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向こう3ヶ月の【実施日】：5月11日・6月8日・7月13日

○相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。下記へご連絡願います。

◆稚内市生活福祉部 生活衛生課 市民生活グループ → 電話（直通）：0162-23-6413